あなたはどれに該当しますか！

新国民年金での加入者は3種類（第1号、2号、3号被保険者）に区別されています。あなたはどれにあたりますか。新国民年金は20歳から60歳までの人は一部の人を除いてすべて加入しなければなりません。下の図で確かめて、未手続きの人はすぐ手続きしてください。

〔注〕※加入しなくてもよい一部の人とは①学生②60歳前に厚生（共済）年金を受給した人（希望により加入することができます）です。
※60歳までに資格期間や可能年数を満たすことのできなかった人は65歳まで加入することができます。

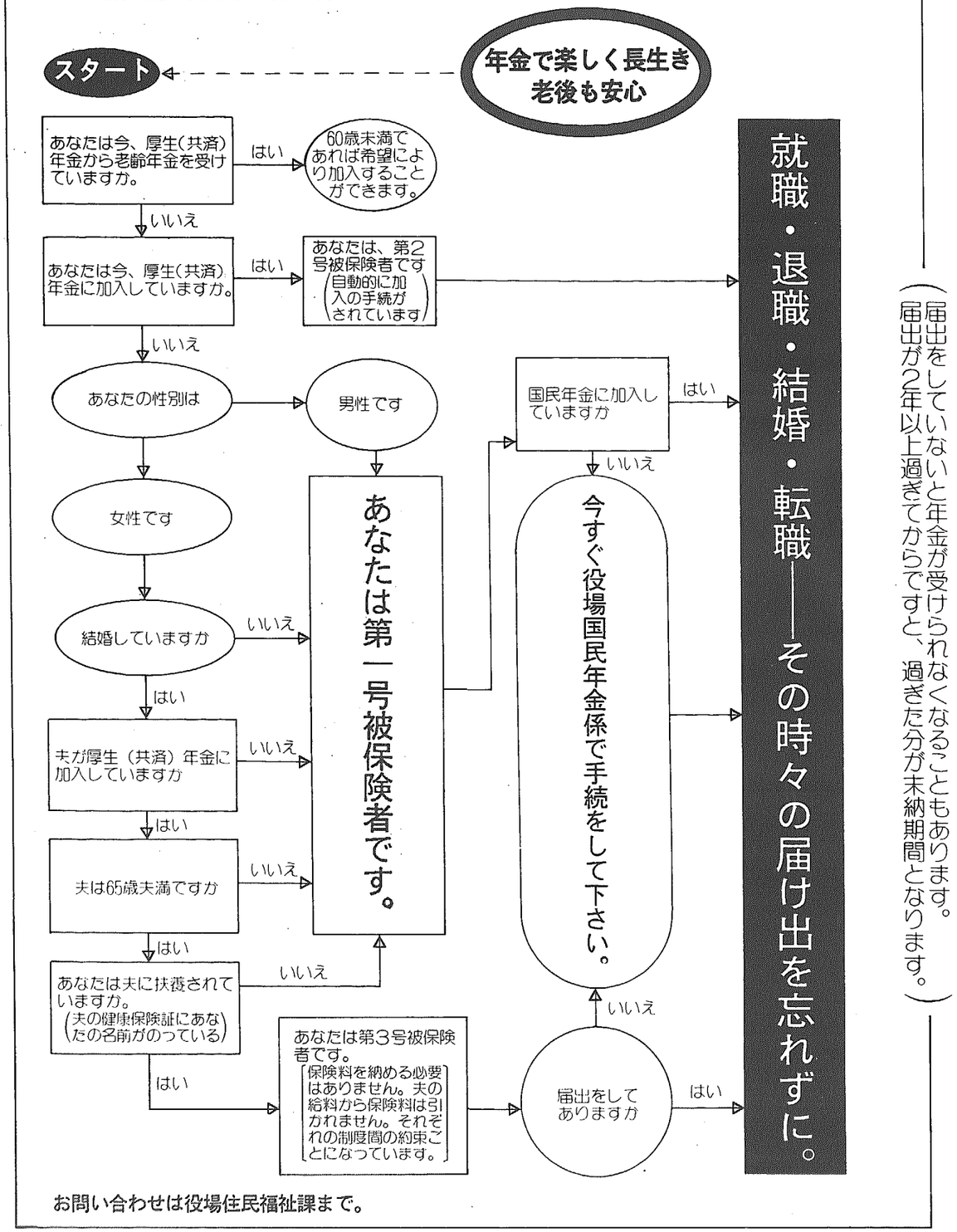

お問い合わせは役場住民福祉課まで。

民生・児童委員地区担当者

平成元年12月1日現在

担当地区	氏名	電話	住所
金巻、興野一、興野二	五十嵐チエ子	377-2635	金巻826-3
興野三、興野四	笹川シズ	377-4432	金巻1046-2
新町	石川平吉	377-2032	大野2962
中学通り	小林蓉子	377-2655	大野929-1
諏訪町	遠藤ヒサ	377-3619	大野2920
二之町、五区	吉田九郎平	377-2318	大野3221
仲町、栄町	高橋美重子	377-2033	大野3703
七区、八区	會田チイ子	377-2968	大野3687
新田町	朝妻ミネ	379-2823	大野3636
鳥原新地、川原	川崎多栄子	377-2323	鳥原640-14
鳥原本村	赤沼教正	377-2843	鳥原1613-甲
蓮方、大明	塚田留治	377-2836	鳥原2245-1
立仏1、焼鮒団地	石橋勝	378-7233	立仏20
立仏2、立仏3	遠藤みよ	377-5112	立仏1526-1
柳作一、柳作二	鈴木貞吉	377-2289	鳥原662
寺地、南団地西団地	弦巻長吉	377-7292	寺地1118-11
寺地中、下	大橋憲司	265-3041	寺地1059
寺地団地	筑波龍子	265-4984	寺地622-21

担当地区	氏名	電話	住所
善久東、善久中の一部	鈴木基衛	377-2198	善久990
善久中の一部、善久西	横木義男	377-2661	善久525-34
山田第一、第二	石沢清子	377-3743	山田2648
山田第三、第四、下山田	三輪節	377-3911	山田2854-3
小平方、鳥原新田	白井正一	377-2190	小平方1812
板井一、二	岡田一郎	377-3313	板井432
板井三、四	萩野誠平	377-3213	板井560
木場川前、上組	山際要太郎	377-3348	木場2440
木場下組	豊田徳一	377-4271	木場2357
木場八割	旗本彦衛	377-4268	木場1866
木場新田	五十嵐昭三	377-3377	木場2207
黒鳥一、二、三	田沢昌平	377-3408	黒鳥4922
黒鳥四、五	保苅亘	377-3390	黒鳥4976
緒立、北場	長谷川義雄	377-2818	北場29-1

次ぎのかたが退任されました。長い間ご苦労様でした。
- 片岡マツノさん（鳥原新地・77歳）
- 高橋　利男さん（仲町・79歳）
- 鈴木　政秋さん（善久中・65歳）

新年金は　厚生年金2月1日　国民年金2月15日　に支払われます。

2月支払いには、昨年4月以降の改訂差額が含まれます。

今回の年金額の引上げは、平成元年4月にさかのぼって実施されることになりました。

したがって、厚生年金・国民年金とも既にそれぞれ平成元年11月、12月に前月までの月分の年金額が支払われていますので、平成2年2月の支払いでは、前回の支払い以降の月分の新年金の額と4月から既に支払い済みの月分までの差額とが併せて支払われることになります。

なお、受給者のかたそれぞれによって違いはありますが、2月に支給される老齢年金の年金額の内訳を例示すると、おおよそ次のようになります。

例…厚生年金（旧法）で月額約13万5千円受給している人
- 新年金額（月額）……約14万円
- 差額（月額）……約5千円
- 2年2月に支払われる額…約45万5千円
（新年金3か月分＋差額7か月分）

例…国民年金（旧法）で月額約3万円受給している人
- 新年金額（月額）……約3万1千円
- 差額（月額）……約1千円
- 2年2月に支払われる額…約7万1千円
（新年金2か月分＋差額8か月分）

（注）夫婦お二人で受給されている場合は、この2倍の額となります。

?役場住民福祉課年金係

歯の一口メモ

乳幼児の歯の衛生について

「あっ、歯が生えてる！」この感激、覚えていますか。

乳歯は永久歯に比べ噛む面の溝が深かったり、歯質が薄くもあり、むし歯になりやすいものです。それをむし歯から守ってあげるには、どうしたらよいでしょう。

さて、むし歯はどうして出来るのでしょうか。お菓子やジュースの中の砂糖が、口の中の細菌の作用で発酵し、歯の表面にネバネバした物質をつくります。このネバネバした物質に細菌がくっつき、歯垢となります。そして歯垢の中で細菌が酸をどんどんつくり、歯が溶けてむし歯となるのです。

ですから、むし歯を防ぐためには砂糖をのべつまくなしに取らないこと、歯垢を取り除くために「食べたら磨く」ことが大切です。しかし、子供はうまく磨けていないですから、お母さんが仕上げをしてあげてください。

当たり前のことですが、むし歯は自然治癒しません。生えかわるからといって乳歯のむし歯を放っておくと、痛くなるのはもちろんのこと、うまく噛めないとあごの発育にも悪影響が及び、将来歯並びが悪くなることにもなりますので、早めに治療してもらいましょう。

噛むことはあごの骨を介して脳細胞を刺激し眠気をとり、脳を活性化させます。頭の良い子を育てるためにも、むし歯には十分注意したいものです。

西蒲原歯科医師会

公職選挙法が改正され、政治家の寄附は罰則をもって禁止されました。

（平成2年2月1日から実施されます）

1.政治家（候補者、候補者となろうとする者および現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。
2.有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。
3.政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。
4.政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。
5.後援会が、花輪・香典・祝儀などを出すと処罰されます。

＊1、2、4、5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

?選挙管理委員会（役場2階）

県民手帳の訂正　県民手帳1990年版の55ページ下から12行目、自動車安全運転センター新潟県事務所の電話番号を次のとおり訂正します。（正）025-256-2344　（誤）025-265-2344